

史上最开放的“民间借贷”司法解释之解读

2015 年 06 月 23 日，最高人民法院出台《关于审理民间借贷案件适用法律若干问题的规定》(以下简称“《规定》”)。《规定》的亮点之一在于对以往禁止的企业间借贷做了有条件的认可，因此被称为史上最开放的民间借贷司法解释。本文对《规定》做简要的解读。

主要内容及解读

	内容	解读
适用主体	<ul style="list-style-type: none"> 民间借贷，是指自然人、法人、其他组织之间及其相互之间进行资金融通的行为。 	<ul style="list-style-type: none"> 根据原规定（包括《贷款通则》、《关于人民法院审理借贷案件的若干意见》等），民间借贷的一方必须是自然人，企业之间借贷需通过金融机构进行委托贷款，而新司法解释突破了这一限制，认可企业之间借贷。
企业之间借贷	<ul style="list-style-type: none"> 法人之间、其他组织之间为生产、经营需要订立的借款合同，不存在《合同法》第 52 条及《规定》第 14 条所列情形，有效。 法人或者其他组织在本单位内部通过借款形式向职工筹集资金用于生产、经营的，且不存在《合同法》第 52 条及《规定》第 14 条所列情形，有效。 	<ul style="list-style-type: none"> 承继司法实践，认可企业间借贷有效性。 对不具备金融从业资格，但实际经营放贷业务、以放贷收益作为企业利润主要来源的企业签订的民间借贷合同，存在被认定无效的风险。实务中，法院可能结合涉案企业借贷案件的数量、金额、收益占比等综合来判断，目前并没有具体的量化标准。

規制緩和が劇的に進んだ「民間貸借」の司法解释を読み解く

2015 年 6 月 23 日、最高人民裁判所は、「民間貸借案件審理における法律適用の若干事項に関する規定」(以下、「規定」という)を公布した。「規定」の注目すべき点の一つは、従来禁止されていた企業間貸借が条件付きで認められたことであり、民間貸借に関してこれまでで最も規制緩和が進んだ司法解释と呼ばれている。本文では「規定」について、以下の通り簡潔に解説する。

主な内容及び解説

	内容	解説
適用主体	<ul style="list-style-type: none"> 民間貸借とは、自然人、法人、その他組織間及び相互間で行う資金の融通行為を指す。 	<ul style="list-style-type: none"> 旧規定(「貸付通則」、「人民裁判所による貸借案件の審理に関する若干意見」などを含む)によれば、従来は民間貸借のいずれか一方が自然人でなければならず、企業間で貸借を行うには、金融機関を間に入れて委託貸付を行う必要があったが、新司法解释では、この制限がなくなり、企業間の貸借が認められた。
企業間の貸借	<ul style="list-style-type: none"> 法人間、その他組織間で生産、経営のために締結する必要がある貸借契約に「契約法」第 52 条及び「規定」第 14 条に列挙する状況がない場合、有効である。 法人又はその他組織が本組織内部で借入により従業員から資金を調達し生産、経営に用い、且つ「契約法」第 52 条及び「規定」第 14 条に列挙する状況がない場合、有効である。 	<ul style="list-style-type: none"> 司法実践を通して、企業間貸借の有効性が認められた。 金融従業資格をもたないが、実際に融資業務を行い、融資で得た収益を企業の主要な収益発生源とする企業が締結した民間貸借契約については、無効認定を受けるリスクがある。实务では裁判所は案件に関係する企業の貸借案件の数、金額、収益に占める割合などと合わせて総合的に判断することになり、現時点では量的基準があるわけではない。

保证	<ul style="list-style-type: none"> ■ 他人在借据、收据、欠条等债权凭证或借款合同上签字或盖章，但未表明其保证人身份或者承担保证责任，或通过其他事实不能推定其为保证人，出借人请求其承担保证责任的，法院不予支持。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保证必须明示作出。 ■ 保证人与债权人应订立书面保证合同，或由保证人作出单方书面承诺。 	保证	<ul style="list-style-type: none"> ■ 他人が借用証、領収書、金銭借用書などの債権証書又は借入契約書にサイン又は押印したものの、保証人であること又は保証責任を負う旨の明示がない場合、又は他の事実により保証人であることを推定できない場合、貸付人が保証責任を負うよう請求したときには、裁判所はこれを支持しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保証は必ず明示しなければならない。 ■ 保証人と債権者は書面の保証契約書を締結するか、又は保証人が書面で承諾しなければならない。
证据及举证责任分配	<ul style="list-style-type: none"> ■ 除有相反证据，债权凭证未写明债权人，持有人推定为债权人。 ■ 原告仅依据金融机构转账凭证提起民间借贷诉讼的，被告抗辩转账系偿还双方之前借款或其他债务，被告应负担举证责任。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 金融机构转账凭证可以被认定为证明双方借贷关系的债权凭证。 	証拠及び証明責任の分配	<ul style="list-style-type: none"> ■ 反対証拠がある場合を除き、債権証書に債権者を明記していない場合、保有者を債権者と推定する。 ■ 原告が金融機関の振込明細書だけをもって民間貸借の訴訟を起こした場合に、被告が振込は過去における双方間の借入金又は他の債務を弁済するためのものであると抗弁したとき、被告がその証明責任を負わなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 金融機関の振込明細書は双方の貸借関係を証明する債権証書であるとの認定を受けることが可能である。
互联网借贷平台	<ul style="list-style-type: none"> ■ 除非网络贷款平台通过网页、广告或其他媒介明示或有其他证据证明其为借贷提供担保，网络贷款平台不承担担保责任。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 认可网络贷款平台的合法性。 ■ 网络贷款平台违规担保的，不影响借贷合同的效力。 	ソーシャルレンディング	<ul style="list-style-type: none"> ■ ソーシャルレンディングがウェブサイト、広告又はその他媒体を通じて、貸借のための担保提供を明示している場合、又は担保提供の証拠がある場合を除き、ソーシャルレンディングは担保責任を負わない。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ ソーシャルレンディングの合法性が認められた。 ■ ソーシャルレンディングによる担保提供が規定に違反していても、貸借契約の効力に影響することはない。
借款利息认定	<ul style="list-style-type: none"> ■ 高利贷无效：借款年利率$>36\%$部分，法院强制出借人返还。 ■ 正常利率有效： <ol style="list-style-type: none"> 1) $36\% \geq$借款年利率$>24\%$的，法院不保护。已付利息的，法院不支持返还；未付利息的，法院也不判支付。 2) 借款年利率$\leq 24\%$的，法院对该部分利息予以支持。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 借款利息不得在本金中预先扣除，否则按照实际出借金额计算利息。 	借入利息の認定	<ul style="list-style-type: none"> ■ 高利貸しは無効である。借入年利率が36%を超える部分について、裁判所は返還するよう貸付人に命じる。 ■ 正常な利率は有効である。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 借入年利率が24%強36%以下の場合、裁判所は保護しない。利息を支払い済みの場合、裁判所は返還を支持せず、利息を支払っていない場合も裁判所は支払判決を下さない。 2) 借入年利率が24%以下の場合、裁判所は当該部分の利息を支持する。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 借入利息は元金から天引きしてはならず、天引きした場合、実際の貸出金額に基づき利息を計算する。

对于企业的启示

1. 对企业间的借贷进行有条件的认可

企业之间的借贷是为了解决资金困难或生产需要偶然为之，不能形成常态、常业。《规定》对于认定企业之间借贷合同的效力提出了一个实质要件，即应当用于企业的生产、经营。因此，对不具备金融从业资质，但实际经营放贷业务、以放贷收益作为企业利润主要来源的企业签订的民间借贷合同，存在被认定无效的风险。

2. 保证必须明示、书面（双方或单方）作出

保证必须以明示且书面的方式作出，实践中主要由保证人和债权人签订书面保证合同，或者由保证人向债权人出具单方书面承诺（或保证书）。在借据、收据、欠条等债权凭证或借款合同上签字或盖章，但未表明其保证人身份或承担保证责任的，难以确立保证人的身份和责任。

3. 金融机构转账凭证可以作为债权凭证

企业之间业务往来常常涉及到转账，企业应当注意将每笔转账的转账凭证等基础资料妥善保管、归档，一旦发生借贷合同纠纷，转账凭证等基础资料是非常有效的抗辩证据。

（里兆律师事务所 2015 年 09 月 28 日编写）

企業の注意点

1. 企業間貸借を条件付きで認めている

企業間の貸借は資金難の解決又は生産で必要になったために偶発的に発生するものであり、常態化し、主要業務扱いすることはできない。「規定」では、企業間の貸借契約の効力を認定するにあたっての實質的要件（即ち、企業の生産、経営に使用すること）を掲げている。従い、金融従業資格をもたないが、融資業務を行い、その融資で得た収益を企業の主要な収益源とする企業が締結した民間貸借契約は、無効認定を受けりリスクがある。

2. 保証は明示し、書面（双方又は一方のみ）で行なわなければならない

保証は明示し書面にて行なわなければならない。実践では、主に保証人と債権者が書面の保証契約を締結するか、又は保証人が債権者に対して誓約書（又は保証書）を発行する形で行なわれる。借用書、領収書、金銭借用書などの債権証書又は借入契約にサイン若しくは捺印していても、保証人であること又は保証責任を負うことを明示していない場合、保証人としての立場と責任を確定することが難しくなる。

3. 金融機関の振込明細書を債権証書とすることができる

企業間の取引きでは相手口座への振込みを行うことがよくあるが、貸借契約をめぐる紛争が生じた場合、相手口座への振込明細などの基礎資料は抗弁を行う上で非常に有効な証拠となるため、企業は振込みのたびに、振込明細書などの基礎資料を適切に保管し、整理しておかなければならない。

（里兆法律事務所が 2015 年 9 月 28 日付けで作成）